

室蘭市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるパートナーシップ制度の検討にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、室蘭市パートナーシップ制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、意見を述べるものとする。

- (1) パートナーシップ制度の趣旨に関すること。
- (2) パートナーシップ関係の証明方式に関すること。
- (3) パートナーシップ制度の対象者の要件に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パートナーシップ制度に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 会議において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。

2 会議の議事録は、後日、市ホームページ上で公開する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、生活環境部地域生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。